

議案第106号

川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例

川崎市産業振興会館条例（昭和63年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別		金 額				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時	
ホ ー ル	ホール	7,330円	11,610円	11,610円	30,550円	
	控室	610円	960円	960円	2,530円	
研 修 室	第1研修室	1,010円	1,520円	1,520円	4,050円	
	第2研修室	2,030円	3,050円	3,050円	8,130円	
	第3研 修室	区画しない場合	3,040円	5,080円	5,080円	13,200円
		区画 する 場合	A室	1,520円	2,540円	2,540円
B室	1,520円		2,540円	2,540円	6,600円	
会 議 室	第1会議室	1,420円	2,240円	2,240円	5,900円	
	第2会議室	1,220円	1,730円	1,730円	4,680円	
	第3会議室	1,220円	1,730円	1,730円	4,680円	
	第4会議室	10,590円	16,600円	16,600円	43,790円	
	第5会議室	5,090円	8,140円	8,140円	21,370円	
	第6会議室	8,140円	12,730円	12,730円	33,600円	
	和室	1,320円	1,930円	1,930円	5,180円	

企画 展示場	展示場	区画しない場合	6,100円	9,660円	9,660円	25,420円	
		区画 する 場合	A展示場	1,830円	3,050円	3,050円	7,930円
			B展示場	1,830円	3,050円	3,050円	7,930円
	C展示場		2,440円	3,560円	3,560円	9,560円	
	展示事務室		360円	580円	580円	1,520円	

別表の2設備利用料の表中「5,000円」を「5,090円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

産業振興会館の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。